

茨城県監査委員公告第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により，定期監査の結果に基づき講じた措置について，茨城県知事より通知があったので，次のとおり公表する。

平成23年3月31日

茨城県監査委員 鶴岡正彦
同 藤島正孝
同 島崎英男
同 齋藤良彦

監査対象機関名 茨城県筑西土木事務所	監査実施年月日 平成22年10月26日
○監査の結果 財務に関する事務の執行について，次の指摘事項があった。 特殊車両通行許可事務について，事務処理の遅延が認められたことは著しく適切でない。	
○上記に対する措置状況 特殊車両通行許可申請受理・許可台帳を刷新し，事務進捗を課員全員で逐次確認できるよう改めるとともに，直接監督者が受付時，協議時，許可決裁時の全数を確認し，週1回以上，受付登録及び許可処理状況を所長以下複数の管理監督者がチェックする体制を講じることで遅延の防止等，適正な事務処理を図ることとした。	
監査対象機関名 茨城県竜ヶ崎工事事務所	監査実施年月日 平成22年11月30日
○監査の結果 財務に関する事務の執行について，次の指摘事項があった。 河川敷占用料に係る収入未済額において，適切な財産調査を怠ったことにより，県の債権の時効を成立させたことは，債権管理者として適切でない。	
○上記に対する措置状況 指摘を受けた事項について，所内において徴収対策班を組織し，収入未済者に対してこれまで以上に組織的かつ継続的に徴収事務を行っていくこととした。 また，河川法等に基づき，関係機関と協議しながら法的措置も含めた対策を進めることとした。	